

1 基本的な感染症対策の実施

感染源を絶つ

(1) 発熱等の症状がある者を休ませる指導の徹底

① 毎日、登校前に自宅で検温・体調チェックさせる

② 次の場合は症状が治まるまで登校を控え自宅静養させる。この間「出席停止」扱いとする。

欠席連絡は必ず保護者が行うことを徹底。(「軽症は直ぐに受診しない」方針が出ているのでインフルエンザのように受診確認による判断ができない。)

ア. 発熱等の風邪症状がある場合。

イ. 息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状のいずれかがある場合。

(2) 欠席者の確認(朝会前に電話を受けた場合も含む)

欠席連絡を受けた場合は「電話受付票【別紙1】」に従い状況確認と下記の指示を行う。

※保護者への指示事項

◎発熱等の風邪症状がみられるときは、自宅静養する。毎日検温をして記録する。

◎基礎疾患(持病)がある生徒で、症状に変化がある場合や新型コロナウイルス感染症以外の症状が心配な場合は、かかりつけ医等に電話で相談する。

◎①息苦しさ、強いだるさ、高熱等の強い症状のいずれかがある場合②持病があり重症化しやすい生徒で発熱や咳などの比較的軽い風邪症状の場合③①②以外で比較的軽い風邪症状が続く場合は相談センターへ連絡する。

◎症状が治まるまでの間、学校は「出席停止」となる。

◎登校時に学校感染症報告書【別紙2】の提出が必要となる。

◎登校しない日(自宅静養時等)は、毎朝 10 時までに学校へ体温や体調を連絡する。

(3) 朝学習もしくは SHR での健康観察

登校後、朝学習前もしくは SHR で健康観察票【別紙 3】を用い朝の検温結果確認と体調不良者のチェックを行う。自宅で検温してこない生徒は教室へ入る前に測定する。(体温計3本を各科で管理)学校での検温者は健康観察票に体温も記載する。 ※健康観察票は対象者がいる場合は当日に、いない場合は金曜日にファイル毎保健室へ返却する。月曜日朝には担任机上へ配布する。

ア. 咳、咽頭痛、鼻水など風邪症状のある生徒は保健室で検温・状態確認する。

イ. 様子観察(必要時休養等)後、回復すれば教室へ戻す。回復しなければ早退(原則保護者の迎え)し、自宅休養もしくは受診指示。

保健室

明らかに感染の疑いが強い生徒(強いだるさ、息苦しさがある、高熱等)は、

化学室で隔離し、保護者の迎えで早退(公共交通機関を使わせない)。

※指示事項は「欠席時」と同じ

(4) 授業中に体調不良の申し出や気になる生徒がいる場合

該当生徒を保健室へ移動させる。(必要時:生徒もしくは教員が付き添う)保健室で判断し(3)に準ずる。休み時間に体調が悪く、保健室へ入室した場合も(3)も準じて対応する。

(5) 新型コロナウイルス感染症の疑い等が発生した場合の報告

対象: 新型ウイルス感染症の疑いで欠席(出席停止)した生徒および休暇(特別休暇)した職員

対象が生徒: 様式1【別紙4】を保健体育課 (DB0006@pref.iwate.jp) に正午までに提出する。

対象が職員: 様式2【別紙5】を教職員課 (DB0002@pref.iwate.jp) に正午までに報告する。

校内報告の流れ: 発熱や風邪症状で連絡があった場合は報告書の内容について聞き取りを行い、

2校時終了後(10:50)までに保健室に提出 → 保健室で報告書を作成し決裁後メール送信

※聞き取りは早退者等を含め、疑いの生徒・教職員全員に対して行う。(該当者の登校(出勤)再開日まで県には毎日報告する)

※対応は、別紙「新型コロナウイルス感染症の疑い等が発生した場合の対応(水工連絡体制)」参照

感染経路を絶つ

(1) うがいの励行

登校後、実技教科の前後、飲食前、トイレ後、清掃後、部活動前後の手洗い(石けんで 30 秒以上又は消毒用アルコールの使用)・うがいをするよう全職員で指導を徹底。

アルコール消毒液は、生徒昇降口・職員玄関・事務室前に設置する。

手洗いを奨励し、トイレ・水飲み場には設置しない。

(2) 学校施設の消毒

生徒が多く手を触れる場所は毎日の消毒を徹底する。(ドアノブ、手すり、スイッチ、机上、トイレなど)。

以下の場所は次亜塩素酸ナトリウム消毒液を用いて消毒する。

ア. 教室棟:普通科職員と保健委員

イ. 科 棟:工業科職員と週番

ウ. 他施設(1 体・2 体・格技場・ボクシング場・野球部屋内練習場・トレーニング室【使用時】・美術室・音楽室・化学室):各部顧問と部員

◎0.02%次亜塩素酸ナトリウム消毒液を使用。約2~3日間で効果が低下するので消毒液の交換が必要となる

科 棟 : 毎週水・金曜日の放課後に保健室へ返却→月・木 PM に科職に届ける

他施設 : 毎週月・水・金の部活動前に保健室で消毒液を捨て新しい消毒液を入れる。

※次亜塩素酸ナトリウム消毒液は、直接触れると皮膚炎を起こすこともある。衣服に付着すると漂白される場合があるので、ゴム手袋を必ず使用し取り扱いに充分留意する。

2 集団感染リスクへの対応 **密閉・密集・密接が同時に重なる場を徹底的に避ける**

(1) マスクの着用 (咳エチケット)

登下校時から原則マスクを着用する。(手作りマスク作成のサイトを参照する)。学校では人の密度を下げることには限界があり、近距離での会話や発声が必要な場面も生じるため、咳エチケットとしても飛沫を飛ばさないようマスクを着用する。(生徒及び職員)。

(2) 換気の強化 (換気を徹底する。)

ア. 毎時間授業の前後に 10 分間程度窓、前後のドア、廊下の窓を開け換気する。

イ. 授業中に窓・ドア・廊下の窓を少し開けたままにする。

各教室で、ア、イのどちらかを徹底する。この際、寒いときは制服の中の衣類で調整する。

3 「出席停止」の扱いについて

(1) 感染が判明した場合・・・「治癒するまで(医師の判断)」。

(2) 濃厚接触者に特定された場合・・・「最後に濃厚接触した日から起算して 2 週間」。

(3) 感染が疑われる場合(風邪症状、息苦しさ・強いだるさ・無味無臭の症状、家族の感染疑い等)・・・「症状が改善された日まで」

(4) 感染への不安が強い場合(保護者からの申出の上、協議し学校長が必要であると判断)・・・「家族・本人が安全に登校できると判断する日まで」?

4 基礎疾患のある生徒の対応

重症化リスクが高い生徒は地域の感染状況を踏まえ、主治医等に相談し登校の判断をする。

(注)重症化リスクが高い疾患等

糖尿病、心疾患、呼吸器疾患(COPD 等)の基礎疾患がある、透析を受けている、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている。(他に、高齢者も含まれる。)

5 「臨時休業」について(臨時休業措置の基本的な考え方) R2. 4. 23 通知

(1) 感染者が県立学校の児童生徒等又は教職員の場合

- ア. 感染した児童生徒等の出席停止又は教職員の就業停止
- イ. 感染者が確認された学校を2週間程度の臨時休業
- ウ. 当該学校が所在する市町村の他の学校についても、2週間程度の臨時休業
- エ. 当該学校が所在する市町村を所轄する保健所長及び管内市町村教育委員会と協議、管内又は生活圏(通学圏や発達段階に応じた日常的な行動範囲等)にある学校の臨時休業の要否を判断

(2) 感染者が県立学校の児童生徒等又は教職員以外の場合

- ア. 感染者が確認された市町村を管轄する保健所長及び当該市町村教育委員会と協議、当該市町村に所在する県立学校の臨時休業の要否を判断
- イ. 当該市町村を所轄する保健所長及び管内市町村教育委員会と協議、管内又は生活圏にある学校の臨時休業の要否を判断

※関係機関

保健体育課(0196-629-6188)

奥州保健所(22-2831)

学校医【県立胆沢病院】(24-4121)

6 生徒及び保護者への周知【4月6日付で配布済 改訂版はHPで随時更新】

政府・県の基本方針に基づき作成し配付・メール配信する。保健だより(へるしーたいむ)・教室及び校内掲示物を活用

7 職員の健康管理 「教職員に新型コロナウイルス感染症の疑いが生じた場合の対応について」参照

教職員は手洗い・咳エチケット等の予防に努めるとともに、自身の風邪症状(発熱等)の確認を徹底し、感染リスクの高い場所に行く機会を減らすなど一層の感染対策を行う。また、感染が疑われる症状がある場合は速やかに申し出ること。

勤務可否の判断 一部改正(R2.5.14)

出勤前に毎朝検温【記録】し、発熱症状時は特別休暇とする。